

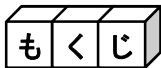
京都あぐい便い



京都御苑のアジサイ



近畿農政局京都支局
発行: 令和元年6月28日



P1・・・農業用ハウスの台風や豪雨への備え、できていますか？

P2・・・「平成30年度食料・農業・農村白書」が公表されました！

消費税の軽減税率制度が始まります！

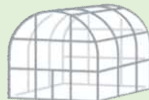
P3・・・オリーブで地域を元気にしています！由良オリーブを育てる会(宮津市)

P4・・・京都府農業の現状／近畿農政局京都支局からのお知らせ

農業用ハウスの台風や豪雨への備え、できていますか？

台風や豪雨に備え、パイプハウス等の点検、補修等を確実に実施し、適切に管理しましょう。また、災害対策は、農業保険への加入が基本です。被災した園芸施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業等の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。万一の場合に備え、農業保険(園芸施設共済、収入保険)に加入しましょう。

園芸施設共済



生産部会等の集団での加入に適した
掛金の割引パッケージを導入しました！

**最大で掛金は
3割以下に！**

〔 農業者の掛金
4.5万円 → 0.9 ～ 1.3万円 〕
※経営規模: パイプハウス15a(全国平均)



施設は**園芸施設共済**、農作物は**収入保険**とセットでの加入をお勧めします！



収入保険



農業収入の減少を広く補償します！
青色申告をしている農業者が対象です。



収入保険に加入したいけど、自分には
掛金が大きくて・・・

**保険方式のみで加入すれば、掛金を少なくできます！
分割払いもできますが、補償金額に応じて、
掛金を少なくすることもできます！！**



詳しいことは最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

京都府農業共済組合

<http://www.kyoto-nosai.jp/>



台風に備える技術対策の詳細はコチラ



園芸施設共済、収入保険の詳細はコチラ



「平成30年度食料・農業・農村白書」が公表されました！

「平成30年度食料・農業・農村白書」が令和元年5月28日に閣議決定され、公表されました。本白書は、「平成30年度食料・農業・農村の動向」と「令和元年度食料・農業・農村施策」で構成されており、食料・農業・農村の動向に関する報告書として、毎年、国会に提出しているものです。

是非、お読みいただき、我が国の食料・農業・農村について理解を深めていただきたいと思います。

http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h30/index.html



平成30年度 食料・農業・農村の動向

- (特集)
 - ・平成30年度に多発した自然災害からの復旧・復興
 - ・現場への実装が進むスマート農業
 - ・広がりを見せる農福連携
- (トピックス)
 - ・農産物・食品の輸出拡大
 - ・規格・認証・知的財産の活用
 - ・消費が広がるジビエ
- (本文)
 - ・第1章 食料の安定供給の確保
 - ・第2章 強い農業の創造
 - ・第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化
 - ・第4章 東日本大震災・熊本地震からの復旧・復興

令和元年度 食料・農業・農村施策

令和元年度予算等を基に施策の概要を整理



【白書に関するお問い合わせ先】

近畿農政局企画調整室 (電話)075-414-9036

消費税の軽減税率制度が始まります！

・令和元年10月1日に消費税率が引き上げられるのに合わせて、軽減税率制度が始まります。

・農林水産省では、消費税の軽減税率制度に関連する情報を取りまとめたサイトを作成していますので活用してください。

・近畿農政局では、制度に関する理解を深めていただき、制度の円滑な実施が図られることを目的に、「関係者の集まりで説明してほしい。」等のご要望があれば大阪国税局の協力を得て講師派遣を行いますので、是非ご検討ください。

申し込み・問い合わせは下記までご連絡をお願いします。

(農林水産省軽減税率制度情報サイト)

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/keigen.html>

(申し込み・問い合わせ窓口)

農林水産省 近畿農政局 企画調整室 (担当:瀧脇、村上)

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

電話 075-414-9037 ※申込締切:令和元年9月30日(月)



現場だより



オリーブで地域を元気にしています！ 由良オリーブを育てる会（宮津市）

平成25年10月、宮津市由良地区において、耕作放棄地を活用し、オリーブを宮津市の特産品にしようと、藤本徳雄代表を筆頭に6名のみかん栽培農家等が「由良オリーブを育てる会」を立ち上げました。

今では、17名の会員により2.8haの農地に約2,000本のオリーブが栽培されています。



収穫したオリーブを搾油機に通しフレッシュで芳醇な香りの「オリーブオイル」が生産されます。

また、オリーブの葉を使用した「オリーブ茶」や、実を塩水に漬けた「オリーブの新漬け」等に加工し販売されています。

お菓子用に葉を粉（パウダー）にする加工や「オリーブ茶」の製造を地域の障害者施設に委託するなど農福連携にも積極的に取り組まれています。

「由良オリーブを育てる会」のこれらの取り組みは、地域の振興と発展に活力を与える活動として高く評価され、令和元年6月19日に京都府立府民ホールにて「市町村・地域自治功労者表彰」を受賞されました。

藤本代表は、「これからも宮津の地をオリーブで盛り上げていきたい。」と力強く今後の抱負を述べられました。





京都府農業の現状

京都府の令和元年産米等の中間的取組状況(平成31年4月末現在)

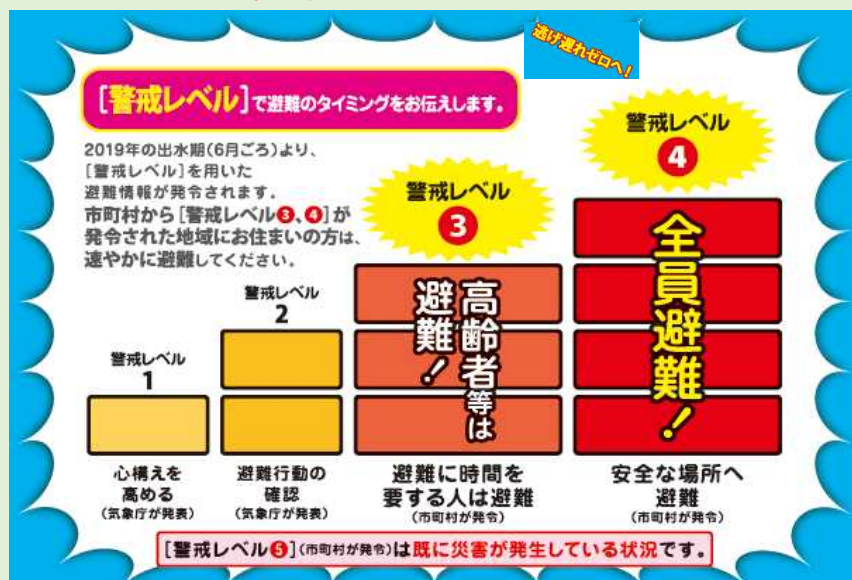
地域農業再生協議会	主食用米		備蓄米		戦略作物									
	30年度実績(ha)	元年度の意向(対前年実績)	30年度実績(ha)	元年度の意向(対前年実績)	飼料用米		加工用米		WCS		米粉用米		新市場開拓用米(輸出用米等)	
					30年度実績(ha)	元年度の意向(対前年実績)	30年度実績(ha)	元年度の意向(対前年実績)	30年度実績(ha)	元年度の意向(対前年実績)	30年度実績(ha)	元年度の意向(対前年実績)	30年度実績(ha)	元年度の意向(対前年実績)
京都市	886	→	-	-	7	↑	1	→	-	-	0	→	-	-
京北	282	→	-	-	0	↓	16	→	-	-	-	-	-	-
向日市	66	↓	-	-	-	-	0	→	-	-	-	-	-	-
長岡京市	71	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大山崎町	9	↓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇治市	162	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
城陽市	164	↑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八幡市	212	↑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京田辺市	337	→	-	-	1	→	-	-	-	-	0	→	-	-
久御山町	209	↓	-	-	-	-	2	↑	-	-	-	-	5	↓
井手町	60	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇治田原町	92	↑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木津川市	461	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠置町	15	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和束町	59	↑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精華町	206	↑	-	-	-	-	-	↑	-	-	-	-	-	-
南山城村	73	↓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亀岡	1,387	↓	-	-	21	→	25	↓	6	→	3	→	107	↓
南丹市	1,443	→	-	-	11	↑	40	↑	29	↑	1	↓	30	↑
京丹波町	683	→	-	-	9	↓	37	→	26	↓	-	-	-	↑
福知山市	1,452	→	-	-	44	↓	71	↑	12	→	-	-	68	↓
舞鶴市	577	→	-	-	9	↑	23	↑	8	↑	-	-	0	↓
綾部市	1,271	→	-	-	5	↑	42	↑	17	→	-	6	39	→
宮津市	324	→	-	-	0	→	5	→	-	-	0	→	-	-
京丹後市	2,352	→	-	-	13	→	206	↑	9	→	-	-	-	-
与謝野町	617	→	-	-	-	-	44	→	-	-	2	↓	6	↑
伊根町	107	→	-	-	1	↑	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注1) 主食用米、戦略作物及び備蓄米の「令和元年産の意向(対前年実績)」は、平成30年度産作付実績と比較し、「↑:増加傾向」、「→:前年並み傾向」、「↓:減少傾向」で分類。
 (注2) 主食用米の「30年度実績(ha)」は、地域農業再生協議会が把握した面積で、合計値は平成30年12月10日統計部公表の主食用作付面積と異なる場合がある。
 (注3) 備蓄米の「30年度実績(ha)」は、地域農業再生協議会が把握した面積。
 (注4) 飼料用米、加工用米、WCS、米粉用米、新市場開拓用米の「30年度実績(ha)」は、平成30年度産新規需要米の取組計画認定面積。
 麦・大豆の「30年度実績(ha)」は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積で、二毛作を含む。

～近畿農政局京都支局からのお知らせ～

災害の防災情報の伝え方が変わりました！

・内閣府は、平成30年7月豪雨の教訓を受け、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供するよう避難勧告等に関するガイドラインを改定しました。



【詳しく知りたい方は】

内閣府 防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



お問い合わせ先: 近畿農政局京都支局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL: 075-414-9015 FAX: 075-414-9057

ホームページ: <http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/index.html>

